

## 被扶養者の認定要件も確認しましょう

年度替わりの時期は、被扶養者の異動も多い時期です。特に①～⑧については、この時期に多く見受けられる要件となります。該当する方がいましたら、所属所経由で手続きを行ってください。

### ◆被扶養者の認定

認定要件に該当した場合は、**その要件を備えた日から30日以内**に「被扶養者認定申告書」に必要書類を添えて提出してください。なお、30日を超えて申告されますと、所属所受理日が認定日となりますのでご注意ください。

	認定要件	認定日	認定事実発生日を確認するための書類等
①	退職	退職した日の翌日	退職した日を確認できる書類(退職辞令の写、離職票の写、加入していた健康保険の資格喪失証明書等)
②	生計維持者の退職による扶養替え	退職した日の翌日	退職した日を確認できる書類(退職辞令の写、離職票の写、加入していた健康保険の資格喪失証明書等)、戸籍謄本
③	同居	同居した日 (住所異動日)	同居した日を確認できる書類(住民票謄本等) ※同居要件が必要な方との同居による認定の場合に該当
④	収入減少	収入が減少した日	収入が減少したことを確認できる書類 (確定申告書の写、年金改定通知書の写、雇用契約書の写等) ※確定申告を行った日、改定通知書を受領した日、労働条件が変更した日が認定日

### ◆被扶養者の取消

取消要件に該当した場合は、速やかに「被扶養者取消申告書」に被扶養者証および必要書類を添えて提出してください。申告が遅れ、さかのぼって取り消したことにより、医療費の返納が生じる場合もありますのでご注意ください。

	取消要件	取消日	取消事実発生日を確認するための書類等
⑤	就職	就職した日	就職した日を確認できる書類 (就職辞令の写、加入した健康保険証の写等)
⑥	別居	別居した日 (住所異動日)	別居した日を確認できる書類(住民票謄本等) ※同居要件が必要な方との別居による取消の場合に該当
⑦	雇用保険受給	支給期間初日	雇用保険受給資格者証の写、失業者退職手当受給資格者証の写 ※日額3,612円以上の雇用保険失業給付金を受給することになったとき
⑧	収入超過	収入が超過した日	収入が超過したことを確認できる書類(所得証明書、確定申告書の写、年金改定通知書の写、給料明細の写、事業主の給与支払証明書、個人年金・財形年金に係る証書・送金通知書の写等) ※確定申告を行った日、改定通知書を受領した日が取消日  ※アルバイト・パート等で収入が不安定な場合は、基準月額を3カ月連続で超過した時に取消となる。給料が翌月払いの場合は3カ月目の給料日翌日、当月払いの場合は4カ月目の初日が取消日となる。